

信託業法施行令

内閣は、信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第三項第一号、第五条第二項第二号及び第六号並びに第七項第二号、第七条第三項及び第五項（これらの規定を同法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十条第一項第二号、第十一条第二項、第三項、第七項及び第十項、第二十六条第二項（同法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項第一号、第五十三条第六項第二号、第五十四条第六項第二号、第八十六条第三項及び第五項、第九十一条第二項、第三項、第七項及び第十項、第九十五条第二項並びに第一百七十七条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において「信託会社」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理店」又は「信託受益権販売業者」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第二項、第四項、第六項、第七項、第九項又は第十一项に規定する信託会社、管理型信託会社、外国

信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者をいう。

(受託者と密接な関係を有する者の範囲)

第二条 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 受託者の役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）又は使用人

二 受託者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該受託者の株式又は出資に係る第五条第五項に規定する議決権（

(1)に掲げる者が信託会社、外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年

法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（以下この号において「信託業務を営む金融

機関」という。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株

式又は出資に係る議決権（法第五条第五項に規定する議決権をいう。以下同じ。）であつて委託者又

は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融

機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該受託者の総株主又は総出資者の議決

権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人その他の団体（以下この条及び第十四条において「法人等」という。）である場合におけるその役員及び主要株主（法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。以下この条及び第十四条において同じ。）

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条及び第十四条において同じ。）

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第十四条において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第十四条において同じ。）及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなった日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第十四条において同じ。）及び使用人が、当該受託者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 受託者によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（(1)に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該受託者に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該受託者

(2) 当該受託者の役員及び主要株主

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であった者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

(運用型信託会社の最低資本の額)

第三条 法第五条第二項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円とする。

(法第五条第二項第六号の政令で定める法律)

第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）
- 二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
- 三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）
- 四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）
- 五 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）
- 六 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）
- 七 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）
- 八 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）
- 九 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百五十九号）
- 十 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
- 十一 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）
- 十二 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）
- 十三 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）

- 十四 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）
- 十五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）
- 十六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）
- 十七 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四号）
- 十八 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）
- 十九 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）
- 二十 種痘法（平成十年法律第八十三号）
- 二十一 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）

（特別の関係）

第五条 法第五条第七項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

- 一 対象議決権（法第五条第五項に規定する対象議決権をいい、同条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。）を保有

している者又はその被支配会社が対象議決権を保有している者 当該者と次に掲げる者との関係

イ 対象議決権をその者と共同で保有し、又は対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者（第三項において「共同保有者」という。）

ロ その配偶者

ハ その被支配会社

ニ その支配株主等

ホ その支配株主等の他の被支配会社

二 前号に掲げる者以外の者 当該者と同号イ又はロに掲げる者との関係

2 前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株

主等とそれぞれみなす。

3 共同保有者と合わせて会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

4 配偶者と合わせて会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

（管理型信託会社等の登録の更新の申請期間）

第六条 法第七条第三項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する政令で定める期間は、法第七条第一項又は第五十四条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前の日から二月前の日までとする。

（管理型信託会社等の登録の更新の手数料）

第七条 法第七条第五項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の手数料の額は、六万七千七百円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、六万七千五百円）とする。

2 前項の手数料は、法第八条第一項又は第五十四条第三項に規定する申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第七条第三項の登録の更新の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（管理型信託会社の最低資本の額）

第八条 法第十条第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

（信託会社等の営業保証金の額）

第九条 法第十一条第二項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 管理型信託会社以外の信託会社及び管理型外国信託会社以外
の外国信託会社 二千五百万円

二 管理型信託会社及び管理型外国信託会社 千万円

三 承認事業者（法第五十二条第三項の規定により信託会社
又は管理型信託会社とみなされる同条第一項に規定する承認
事業者をいう。次条において同じ。） 千万円

（信託会社等の営業保証金に代わる契約の内容）

第十条 信託会社、外国信託会社又は承認事業者（「信託会社等」という。以下同じ。）は、法第十一条第三項の契約を締結する場合には、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行、保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならぬ。

一 法第十一条第四項の規定による金融庁長官の命令を受けたときは、当該信託会社等のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。

二 一年以上の期間にわたって有効な契約であること。

三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

(信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 法第十一条第六項の権利(以下この条において「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び供託者(供託者が法第十一条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき信託会社等のために同条第一項の営業保証金の全部を供託している場合にあつては、当該信託会社等を含む。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

4 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、供託者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該供託者に対し、権利の存否及びその権利によって担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。

7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要なときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。

（信託会社等の営業保証金の取戻し）

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信

託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託会社等の本店等（信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十五条において同じ。）の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 次のいずれかに該当し、かつ、信託財産の新受託者への譲渡又は帰属権利者への移転が終了した場合
イ 法第七条第三項の登録の更新がされなかった場合

ロ 法第四十四条第一項の規定により法第三条の免許が取り消された場合

ハ 法第四十五条第一項の規定により法第七条第一項又は第五十二条第一項の登録が取り消された場合

ニ 法第四十六条第一項の規定により法第三条若しくは第五十三条第一項の免許又は第七条第一項、第

五十二条第一項若しくは第五十四条第一項の登録がその効力を失った場合

ホ 法第五十九条第一項の規定により法第五十三条第一項の免許が取り消された場合

ヘ 法第六十条第一項の規定により法第五十四条第一項の登録が取り消された場合

2 信託会社等又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当し、かつ、当該信託会社等に係る営業保証金の額（契約金額（法第十一条第三項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 法第十一条第三項の契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合

二 法第四十六条第二項の規定により法第三条又は第五十三条第一項の免許の効力が失われた場合

（情報通信の技術を利用する方法）

第十三条 信託会社は、法第二十六条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において法第二十六条第二項の規定を準用する場合については、前二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「信託財産に係る受益者」と読み替えるものとする。

(信託会社と密接な関係を有する者の範囲)

第十四条 法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 信託会社の役員又は使用人
- 二 信託会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者
- イ 次に掲げる者が保有している当該信託会社の株式又は出資に係る議決権(1)に掲げる者が信託会社、外国信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関

である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社、外国信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に指図することができるものを除く。）の数の合計が、当該信託会社の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該信託会社の

取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 信託会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（(1)の者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図することができないものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該信託会社

(2) 当該信託会社の役員及び主要株主

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及

びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

2 信託会社が法第二十二條第一項の規定により信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項(第二号イを除く。)中「信託会社」とあるのは「信託会社から信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「当該信託会社の」とあるのは「当該信託会社から信託業務の委託を受けた者の」とする。

(運用型外国信託会社の最低資本の額)

第十五条 法第五十三條第六項第二号に規定する政令で定める金額は、一億円に相当する金額とする。

(管理型外国信託会社の最低資本の額)

第十六条 法第五十四條第六項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円に相当する金額とする。

(信託受益権販売業者の登録の更新の申請期間)

第十七条 法第八十六條第三項に規定する政令で定める期間は、同條第一項の登録の有効期間の満了する日

の前日の三月前の日から二月前の日までとする。

(信託受益権販売業者の登録の更新の手数料)

第十八条 法第八十六条第五項の手数料の額は、四万九千八百円（行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第八十六条第三
項の登録の更新の申請をする場合にあつては、四万九千六百円）とする。

2 前項の手数料の納付については、第七条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「法第八
条第一項又は第五十四条第三項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「法第七条第三項」とあるのは
「法第八十六条第三項」と読み替えるものとする。

(信託受益権販売業者の営業保証金)

第十九条 法第九十一条第二項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

(信託受益権販売業者の営業保証金に代わる契約の内容)

第二十条 信託受益権販売業者が法第九十一条第三項の契約を締結する場合については、第十条の規定を準
用する。この場合において、同条第一号中「法第十一条第四項」とあるのは「法第九十一条第四項」と読

み替えるものとする。

(信託受益権販売業者の営業保証金に係る権利の実行の手続)

第二十一条 法第九十一条第六項に規定する他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する者がその権利の実行の申立てをする場合については、第十一条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「法第十一条第四項」とあるのは「法第九十一条第四項」と、「信託会社等」とあるのは「信託受益権販売業者」と読み替えるものとする。

(信託受益権販売業者の営業保証金の取戻し)

第二十二条 信託受益権販売業者若しくはその承継人又は当該信託受益権販売業者のために営業保証金を供託した者は、当該信託受益権販売業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

- 一 主たる営業所又は事務所の位置の変更により法第九十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合
- 二 法第八十六条第三項の登録の更新がされなかつたとき

三 法第百二条第一項の規定により法第八十六条第一項の登録が取り消されたとき

四 法第百三条の規定により法第八十六条第一項の登録がその効力を失ったとき

2 信託受益権販売業者又は当該信託受益権販売業者のために営業保証金を供託した者は、当該信託受益権販売業者が法第九十一条第三項の契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合において、当該信託受益権販売業者に係る営業保証金の額（契約金額（同項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなったときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十三条 信託受益権販売業者が法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合については、第十三条第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「顧客」と読み替えるものとする。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第二十四条 法第一百七十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第三条及び第五十三条第一項の規定による免許

二 法第四十四条第一項及び第五十九条第一項の規定による法第三条及び第五十三条第一項の免許の取消し

(信託会社等に関する権限の財務局長等への委任)

第二十五条 法第一百七十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)に委任する。

一 法第八条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、及び第五十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第九条第一項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第三項、第五十四条第九項及び第五十六条第三項の規定による登録並びに法第七条第三項の規定による登録の更新

三 法第九条第二項(法第五十二条第二項において準用する場合を含む。)、及び第五十四条第十項の規定

による公衆への縦覧

四 法第十条第一項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十四条第六項の規定による登録（法第七条第三項（法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の登録の更新を含む。）の拒否

五 法第四十七条の規定による登録の抹消

2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）

（）は、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第六号から第十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条及び第十三条第一項の規定による認可

二 法第十一条第三項、第五項及び第八項、第十二条第一項及び第二項、第十三条第二項、第四十一条第一項、第二項及び第四項、第五十六條第一項及び第二項並びに第五十七条第一項、第二項及び第四項の規定による届出の受理

三 法第十一条第四項、第四十五条第二項及び第六十条第二項の規定による命令

四 法第十六条並びに第二十一条第二項及び第四項（これらの規定を法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認

五 法第二十一条第三項（法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十三条の規定による書類の受理

六 法第四十二条第一項（法第五十条第三項（法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第五十八条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

七 法第四十三条、第四十四条第二項及び第五十九条第二項の規定による命令

八 法第四十四条第一項及び第五十九条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令並びに法第四十五条第一項及び第六十条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

九 法第四十八条の規定による公告（法第四十四条第一項又は第五十九条第一項の規定による法第三条又は第五十三条第一項の免許の取消しの処分に係るものを除く。）

十 法第四十九条第一項（法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用す

る信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十七条及び法第四十九条第三項（法第六十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する信託法第四十九条第一項の規定による請求

十一 法第五十条第一項及び第六十二条第一項の規定による依頼の受理並びに法第五十条第二項（法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述

十二 第十条第三号並びに第十二条第一項及び第二項の規定による承認

十三 第十一条の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換価

3 前項第六号に掲げる権限（前項に規定する金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社に係るものを除く。）で信託会社等の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該信託会社等とその業務に関して取引をする者又は当該信託会社等を子会社（法第五条第六項に規定する子会社をいう。）とする同条第二項第九号に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

4 第二項第六号に掲げる権限で同項に規定する金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該信託会社又は外国信託会社と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所とする。）を管轄する財務局長に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により、支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該信託会社等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（信託会社の主要株主に関する権限の財務局長等への委任）

第二十六条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この条及び次条第一項において同じ

。）に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地（個人の場合にあつては、その住所又は居所とし、外国会社であつて本店又は主たる事務所が外国にある場合は、国内における営業所とする。）を管轄する財務局長に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条第一項において同じ。）に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第十七条第一項（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による対象議決権保有届出書の受理及び法第十九条（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理

二 法第四十二条第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

2 長官権限のうち法第十八条（法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する信託会社に係るものを除く。）は、信託会社の本店の所在地を管轄する財務局長に委任する。

3 第一項第二号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長のほか、信託会社の本店の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。

4 第一項第二号に掲げる権限のうち、法人である居住者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる営業所等」という。）における質問及び立入検査の権限は、第一項及び前項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。

5 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

（法第五十一条第一項の信託の受託者に関する権限の財務局長等への委任）

第二十七条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者である法第五十一条第一項の信託の受託者に関するものにあつては当該受託者の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長に、非居住者である法第五十一条第一項の信託の受託者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十一条第二項及び第五項の規定による届出の受理

二 法第五十一条第四項の規定による命令

三 法第五十一条第六項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

2 前項第三号に掲げる権限で法第五十一条第一項の信託の受託者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。

3 前項の規定により、従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該受託者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（信託契約代理店に関する権限の財務局長等への委任）

第二十八条 長官権限のうち次に掲げるものは、信託契約代理店の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第七号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十八条第一項の規定による登録申請書の受理

- 二 法第六十九条第一項及び第七十一条第二項の規定による登録
 - 三 法第六十九条第二項及び第七十七条第二項の規定による公衆への縦覧
 - 四 法第七十条の規定による登録の拒否
 - 五 法第七十一条第一項及び第三項並びに第七十九条の規定による届出の受理
 - 六 法第七十七条第一項の規定による書類の受理
 - 七 法第八十条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査
 - 八 法第八十一条及び第八十二条第二項の規定による命令
 - 九 法第八十二条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令
 - 十 法第八十四条の規定による登録の抹消
- 2 前項第七号に掲げる権限で信託契約代理店の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該信託契約代理店とその業務に関して取引をする者（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。契約代理店とその業務に関して取引をする者（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）」に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

3 前項の規定により、従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該信託契約代理店の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（信託受益権販売業者に関する権限の財務局長等への委任）

第二十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八十七条第一項の規定による登録申請書の受理

二 法第九十八条第一項の規定による書類の受理

三 法第八十八条第一項及び第九十条第二項の規定による登録並びに法第八十六条第三項の規定による登

録の更新

四 法第八十八条第二項及び第九十八条第二項の規定による公衆への縦覧

五 法第八十九条の規定による登録の拒否

六 法第九十条第一項及び第三項、第九十一条第三項、第五項及び第八項並びに第九十九条の規定による届出の受理

七 法第九十一条第四項、第一百一条及び第一百零二条第二項の規定による命令

八 法第一百条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

九 法第一百零二条第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十 法第一百零四条の規定による登録の抹消

十一 第二十条において準用する第十条第三号並びに第二十二条第一項及び第二項の規定による承認

十二 第二十一条において準用する第十一条の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる権利の付与、配当表の作成及び換価

2 前項第八号に掲げる権限で信託受益権販売業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該信託受益権販売業者とその業務に関して取引をする者（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当

該取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

3 前項の規定により、従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該信託契約代理店の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

（権限の委任）

第二条 長官権限のうち、法附則第十六条第五項の規定による書類の受理及び同条第六項の規定による登録の権限は、新法の施行の際現に法附則第十五条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けて設置されている信託業務に係る代理店の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長に委任する。

(経過措置)

第三条 法の施行の際現に法第二条第十項に規定する信託受益権販売業を営んでいる者は、法の施行の日から三十日間（当該期間内に法第八十九条の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、法第八十六条第一項の規定にかかわらず、引き続き信託受益権販売業を営むことができる。その者がその期間内に法第八十七条第一項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。